

- 上場会社監査事務所部会各種名簿の状況及び品質管理レビュー結果に基づく登録及び措置の状況は以下のとおりです。

■ 上場会社監査事務所部会各種名簿の状況

	平成 29 年 3 月末現在	件数の変動		平成 29 年 4 月現在
		増加	減少	
上場会社監査事務所名簿	131 事務所	0	0	131 事務所
準登録事務所名簿	11 事務所	0	0	11 事務所
・ 品質管理レビュー実施前監査事務所	・ 7 事務所	0	0	・ 7 事務所
・ 品質管理レビュー実施済監査事務所	・ 4 事務所	0	0	・ 4 事務所
上場会社監査事務所名簿等抹消リスト	2 事務所	0	0	2 事務所

■ 品質管理レビュー結果に基づく登録及び措置の状況

《平成 27 年度》

上場会社監査事務所名簿へ 3 事務所を新たに登録し、準登録事務所名簿については、品質管理レビュー実施済監査事務所へ 1 事務所、品質管理レビュー実施前監査事務所へ 4 事務所を新たに登録した。

また、上場会社監査事務所名簿等抹消リストへ 2 事務所を新たに記載したほか、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を講じた状況は次のとおりです。

措置の種類等		上場会社監査事務所名簿	準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施済監査事務所）
当年度審議終了事務所	措置なし	100	3
	措置あり	3	0
	一号措置 (限定事項等の概要の開示)	2	—
	二号措置（登録の取消し）	1	—
計		103	3

《平成 26 年度》

新規 3 事務所の上場会社監査事務所名簿等への登録、2 事務所の上場会社監査事務所名簿等抹消リストへの記載を行ったほか、措置を講じた状況は次のとおりです。

措置の種類等		本登録事務所及び 本登録審査中の事務所	品質管理レビュー 実施済の事務所
当 年 度 審 議 終 了 事 務 所	措 置 な し	1 0 9	2
	措 置 あ り (注2)	9	0
	一号措置	(8)	(-)
	二号措置	(7)	(-)
	三号措置	(4)	(-)
	四号措置	(-)	(-)
計		1 1 8	2

(注) 1. 表中の () の数は、措置が講じられた監査事務所の内訳数である。

2. 三号措置を受けた監査事務所が 1 事務所、三号措置と併せて一号措置及び二号措置を受けた監査事務所が 3 事務所、一号措置と併せて二号措置を受けた監査事務所が 4 事務所、一号措置を受けた監査事務所が 1 事務所あったが、上表では各措置ごとに集計しているため、「措置あり」の監査事務所と一致しない。

《平成 25 年度》

新規 4 事務所の上場会社監査事務所名簿等への登録を行ったほか、措置を講じた状況は次のとおりです。

措置の種類等		本登録事務所及び 本登録審査中の事務所	品質管理レビュー 実施済の事務所
当 年 度 審 議 終 了 事 務 所	措 置 な し	1 0 9	2
	措 置 あ り (注2)	9	1
	一号措置	(9)	(1)
	二号措置	(9)	(1)
	三号措置	(-)	(-)
	四号措置	(-)	(-)
計		1 1 8	3

(注) 1. 表中の () の数は、措置が講じられた監査事務所の内訳数である。

2. 一号措置と併せて二号措置が講じられた監査事務所が 10 事務所あった。

《平成 24 年度》

新規 12 事務所の上場会社監査事務所名簿への登録、及び前年度において三号措置を講じた 1 事務所（監査法人）に対する措置の取り止めを行ったほか、措置を講じた状況は次のとおりです。

措置の種類等		本登録事務所及び 本登録審査中の事務所	品質管理レビュー 実施済の事務所
当 年 度 審 議 終 了 事 務 所	措 置 な し	1 1 6	3
	措 置 あ り (注2)	5	—
	一号措置	(5)	(—)
	二号措置	(4)	(—)
	三号措置	(—)	(—)
	四号措置	(—)	(—)
計		1 2 1	3

(注) 1. 表中の () の数は、措置が講じられた監査事務所の内訳数である。

2. 一号措置と併せて二号措置が講じられた監査事務所が 4 事務所あったが、表中では各措置ごとに集計しているため、「措置あり」の監査事務所数と一致しない。

《平成 23 年度》

新規 8 事務所の上場会社監査事務所名簿への登録、及び前年度において三号措置を講じた 1 事務所（監査法人）に対する措置の取り止めを行ったほか、措置を講じた状況は次のとおりです。

措置の種類等	監査法人	公認会計士	合 計	準登録 事務所
措置なし	9 6	2 0	1 1 6	4
措置あり	1 0	—	1 0	—
四号措置（登録の取消し及び開示）	(—)	(—)	(—)	(—)
三号措置（限定事項等の概要の開示）	(3)	(—)	(3)	(—)
二号措置（継続的専門研修の履修指示）	(9)	(—)	(9)	(—)
一号措置（注意）	(9)	(—)	(9)	(—)
当年度レビュー対象外	4 2	9	5 1	—
合 計	1 4 8	2 9	1 7 7	4

(注) 1. 表中の () の数は、各措置を受けた監査法人及び公認会計士の内訳数である。

また、平成 23 年度から会則第 131 条第 3 項第二号措置の運用を開始した。

2. 平成 23 年度から上場会社監査事務所登録規則第 20 条の 2 に基づき、上場会社と監査契約を締結していない準登録事務所のうち、品質管理レビューを受けている監査事務所についても措置の審査を行っている。
3. 三号措置と併せて二号措置を受けた監査事務所が 1 事務所、三号措置と併せて一号措置及び二号措置を受けた監査事務所が 2 事務所、一号措置と併せて二号措置を受けた監査事務所が 6 事務所、一号措置を受けた監査事務所が 1 事務所あったが、上表では各措置ごとに集計しているため、「措置あり」の監査事務所と一致しない。
4. 上記の「監査法人」には、上場会社監査事務所登録制度の取扱いにおいて、監査法人に準ずる品質管理のシステムを整備・運用し、レビュー対象として認められている 4 共同事務所を含んでいる。

《平成 22 年度》

新規 23 事務所の上場会社監査事務所名簿への登録、2 事務所の未登録監査事務所への記載、及び前年度において三号措置を講じた 1 事務所（公認会計士）に対する措置の取り止めを行ったほか、措置を講じた状況は次のとおりです。

措置の種類等	監査法人	公認会計士	合 計
措置なし	90	30	120
措置あり	6	3	9
四号措置（登録の取消し及び開示）	(-)	(-)	(-)
三号措置（限定事項等の概要の開示）	(1)	(-)	(1)
一号措置（注意）	(5)	(3)	(8)
当年度レビュー対象外	38	5	43
合 計	134	38	172

- (注) 1. 表中の () の数は、各措置を受けた監査法人及び公認会計士の内訳数である。
2. 上記の「監査法人」には、上場会社監査事務所登録制度の取扱いにおいて、監査法人に準ずる品質管理のシステムを整備・運用し、レビュー対象として認められている 2 共同事務所を含んでいる。

以 上